

実践メニューの効果的展開に係る専門アドバイザー募集選定要領

(目的)

第1条 この要領は、天草地域雇用創出協議会（以下「協議会」という。）が主体となつて行う実践型地域雇用創造事業の実施に当たり招聘するアドバイザーの募集及び選定を、適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(専門アドバイザーの役割)

第2条 専門アドバイザーは、本事業が厚生労働省の実践型地域雇用創造事業であることを理解し、協議会に対して協力的で、天草地域（天草市、上天草市、苓北町）の雇用拡大に寄与する意欲のある者とし、以下の項目について指導・助言を行うものとする。

- (1) 天草ならではの付加価値商品開発
- (2) 高齢化社会対応型の新たな観光需要の掘り起し
- (3) 天草産品データベース化
- (4) その他会長が必要と認める項目

(選定方法)

第3条 専門アドバイザーは、原則として募集により選定する。

(募集方法)

第4条 専門アドバイザーの募集は、協議会ホームページ等のインターネット、チラシ、ポスター等により行う。

(募集期間)

第5条 専門アドバイザーの募集期間は、本要領の施行日から本事業終了までとする。

(応募)

第6条 専門アドバイザーへ応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、以下の項目を備え、応募しなければならない。

- (1) 氏名（法人及び団体にあつては法人又は団体名及び代表者職・氏名）
- (2) 住所（法人及び団体にあつては法人又は団体の住所）
- (3) 電話番号
- (4) 担当者名
- (5) 指導・助言を行おうとする項目

(ヒアリング)

第7条 協議会は、前条の応募があつた場合は、応募者に対して以下の項目等についてヒアリングを行う。ヒアリングの実施後、応募者は協議会に様式1の誓約書を提出しなければならない。

- (1) 第2条の要件を満たす者であること
- (2) 指導・助言内容が有効であること
- (3) 暴力団密接関係者でないこと

(審査)

第8条 協議会は、様式2及び様式3により、応募項目・内容を審査する。

(審査結果の通知)

第9条 協議会は、前条による審査結果を様式4により通知する。

(承認取消)

第10条 協議会は、専門アドバイザーに選定した者が、第2条の要件を満たさなくなった場合には、承認を取り消すことができるものとする。承認の取り消し決定後すみやかに、様式5により通知する。

2 協議会は、専門アドバイザーに選定した者が、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合には、承認を取り消すものとする。承認の取り消し決定後すみやかに、様式5により通知する。

(要領の変更)

第11条 協議会は、専門アドバイザーもしくは第6条の応募者の事前承諾なく本要領を変更及び改訂することができるものとし、専門アドバイザーもしくは第6条の応募者はこれに対する不承諾または不知を申し立てることはできないものとする。

(協議会の免責)

第12条 協議会は、専門アドバイザーの募集選定に係る専門アドバイザー及び第6条の応募者、並びに第三者の損害に関して一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、専門アドバイザーの募集選定に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成30年4月9日から施行する。